

広陸輸第1938号
令和3年3月4日

広島県中小企業団体中央会
会長 伊藤 學人 殿

中国運輸局広島運輸支局長 宮長 勇作



トラック運送業における「標準的な運賃」の周知依頼について

平素より運輸観光をはじめとした国土交通行政につきまして格別のご理解とご協力を賜り誠に感謝申し上げます。

国内貨物輸送の4割（トンキロベース）を占め物流の重要な輸送機関として我が国のくらしと経済を支えるトラック運送業において、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。

こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図るため、平成30年12月、議員立法により、規制の適正化、事業者が遵守すべき事項の明確化、荷主対策の深度化及び標準的な運賃の告示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法の改正が行われ順次施行されてきました。

このうち、「標準的な運賃の告示制度」は、一般的にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくにあたっては、国が望ましい適正運賃水準を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられ、国土交通大臣が昨年4月24日に「トラック運送の標準的な運賃」の告示を行いました。

つきましては、持続可能な物流の実現に向けて、荷主とトラック運送事業者間で適正な運賃による取引がなされるために、貴団体傘下の会員各社様に標準的な運賃についてご理解いただけるよう、広く周知していただくことにつきまして、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。